

医療型短期入所事業所開設促進事業委託 企画提案募集要項

医療的ケアを必要とする障害児者が全国的に増加するなか、地域生活を支える短期入所事業所における医療的な対応が求められているが、本県における医療型短期入所事業所は、中北圏域に4事業所と偏在しており、全県的に十分な数が確保できておらず、サービスを利用したくても容易に利用できない状況が生じている。

このことから、県内（特に空白圏域である峡東、峡南、富士・東部圏域）に医療型短期入所サービスを提供できる事業所が増え、重症心身障害児者等が在宅で安心した生活を送ることができるよう、医療機関や介護老人保健施設（以下、「医療機関等」という。）に対し、医療型短期入所事業所の開設支援等を行う業務について、企画提案を求めるものである。

1 委託業務の名称

「医療型短期入所事業所開設促進事業」業務

2 委託業務の仕様等

別紙「医療型短期入所事業所開設促進事業委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 委託期間

契約日から令和3年8月31日（火）まで

4 委託料上限額

金10,573,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

5 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成14年2月28日山梨県告示第64号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登録されている者又は契約までに名簿に登録見込みの者であること。ただし、国、他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合はこの限りではない。
- (3) この公告の日から企画提案審査の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等

契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

- (4) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 医療制度及び障害福祉制度を熟知する等、本委託事業を適切に履行できる者であること。

6 応募手続等

(1) 事務局

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 県庁本館1階

山梨県福祉保健部障害福祉課

電話 055-223-1463

電子メール shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 企画提案への参加申込

ア 提出期限：令和3年1月14日（木）午後5時

提出は山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

イ 提出先：事務局

ウ 提出方法：持参又は郵送とする。

エ 提出書類：企画提案参加表明書（様式（1））及び誓約書（様式（2））

オ その他：郵送により参加表明書及び誓約書を受け付けた場合には、事務局から電話で確認の連絡を行うので、郵送後3日以内（県の休日を除く。）に連絡がない場合には、事務局に問い合わせること。
また、「5 応募資格」の（2）のただし書きにより参加申込みを行う場合は、「医療型短期入所事業所開設促進事業委託企画書作成要領」に定める「受託実績整理表（様式1-3）」を併せて提出すること。

(3) 企画提案に係る質問

ア 受付期限：令和3年1月12日（火）午後5時

提出は県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

- イ 提出先：事務局
- ウ 提出方法：電子メールとする。件名を「医療型短期入所事業所開設促進事業委託に係る質問」とし、電話にてメールの受信確認を行うこと。
- エ 提出書類：質問書（様式（3））
- オ その他：質問に対する回答は、令和3年1月15日（金）までに企画提案参加申込者全員に電子メールで送付する。

（4） 企画書の提出

- ア 提出期限：令和3年1月26日（火）午後5時（必着）
提出は県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

- イ 提出先：事務局
- ウ 提出方法：持参又は郵送とする。
- エ 提案数：1者1案とする。
- オ 提出部数：8部（A4判） 正本1部、副本7部
- カ その他：郵送により企画書を受け付けた場合には、事務局から電話で確認の連絡を行うので、郵送後3日以内（県の休日を除く。）に連絡がない場合には、事務局に問い合わせること。
「仕様書」及び「医療型短期入所事業所開設促進事業委託企画書作成要領」に基づき企画書を作成すること。

7 企画提案等の審査

医療型短期入所事業所開設促進事業委託に係る企画提案審査会において、提案者によるプレゼンテーションを実施し、提出された企画書を比較検討して、最も優れた事業者を最優秀提案者として決定する。

- （1） 日 時 令和3年2月1日（月） 午前10時～
- （2） 会 場 山梨県庁（山梨県甲府市丸の内1-6-1）
- （3） 審査方法 プレゼンテーション審査
- （4） その他 プレゼンテーションは、業務主任担当者又は業務担当者が行うこと。

8 審査基準

企画提案の評価項目と各項目に対する評点は、別添「医療型短期入所事業所開設促進事業委託企画提案審査基準」のとおりとし、評価の得点が最も高い者を最優秀提案者とする。

9 審査結果の通知

審査結果については、全ての企画提案者へ書面により通知するものとする。

10 契約の締結等

- (1) 審査により最優秀提案者として決定された者を優先交渉権者として交渉を行い、随意契約により契約を締結する。契約交渉の際、企画提案書の内容を踏まえ仕様書を変更するものとし、合意に至った場合は、本委託業務の契約手続きを行う。
- (2) 優先交渉権者との協議が調わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と交渉を行い、前項に準じて契約する。

11 企画提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の企画提案は無効とする。

- (1) 企画提案に参加する資格のない者が提案したとき
- (2) 所定の日時及び場所に企画書を提出しないとき
- (3) 同一人が二件以上の企画提案をしたとき
- (4) 企画提案に関してその他不正の行為があったとき
- (5) 見積書の金額が不明な企画提案をしたとき
- (6) その他、指示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

12 その他

- (1) 提出された企画書は返却しない。なお、県は提出された書類について、本企画提案以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (2) 企画提案に要する一切の経費は、提案者負担とする。
- (3) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (4) 参加表明後に企画書の提出を辞退する場合は、辞退届出書（様式（4））を企画書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。